

令和 6 年 監 査 公 表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（大野城市商工会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 6 年 3 月 28 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 大 塚 み どり

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

①対象団体

大野城市商工会

②所管課

産業振興課

(2) 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度（令和5年11月末日現在）における財政援助を行った補助金

(3) 監査の期間

令和5年12月15日（金）から令和6年3月28日（木）まで

- ・ 令和5年12月20日（水）財政援助団体監査に関する協議
- ・ 令和6年2月7日（水）事前協議
- ・ 令和6年2月15日（木）本監査
- ・ 令和6年3月28日（木）講評

(4) 監査の方法

監査の手法として、監査対象団体において、市の補助金が助成目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き監査した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部署からあらかじめ関係書類の提出を求め、関係諸帳票の照合確認を行い、特に令和4年度に市が補助金を交付した事業について、大野城市補助金交付規則及び関係例規に基づいた事務手続が適正に行われているかどうかを留意し、出納その他の事務について監査を実施するとともに、令和4年度決算及び令和5年度の予算執行状況と事業進捗状況についても意見聴取を行った。

【調査事項】

- ①令和5年度団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況
- ②令和4年度決算報告書
- ③市補助金
- ④令和5年度事業実施概要及び予算執行状況

2. 市からの補助金

(1) 大野城市商工業振興事業補助金

① 補助金の根拠

- ・ 大野城市商工業振興事業費補助金交付規程
- ・ 大野城市補助金交付規則

② 補助金額

- ・ 令和4年度 補助金実績額 22,104,000 円
- ・ 令和5年度 補助金交付決定額 22,459,600 円

③ 補助内容（令和4年度、令和5年度）

商工会法に基づく大野城市商工会が行う商工業者の経営又は技術の改善発達のための事業に係る経費の一部（人件費、商品券及び産業展に係る経費、家屋費）

(2) プレミアム商品券事業補助金

① 補助金の根拠

- ・ 大野城市商工業振興事業費補助金交付規程
- ・ 大野城市補助金交付規則

② 補助金額

- ・ 令和4年度 補助金実績額 30,192,316 円
- ・ 令和5年度 補助金交付決定額 36,120,000 円

③ 補助内容（令和4年度、令和5年度）

プレミアム商品券分換金、広告宣伝費等事務経費

(3) 特産品振興事業補助金

① 補助金の根拠

- ・ 大野城市商工業振興事業費補助金交付規程
- ・ 大野城市補助金交付規則

② 補助金額

- ・ 令和4年度 補助金実績額 852,760 円
- ・ 令和5年度 補助金交付決定額 1,100,000 円

③ 補助内容（令和4年度、令和5年度）

印刷製本費、イベント活動費、販売促進費等

(4) 令和4年度大野城市商店街街路灯照明事業補助金

①補助金の根拠

- ・大野城市商店街街路灯設置費及び街路照明事業費補助金交付規程
- ・大野城市補助金交付規則

②補助金額

- ・令和4年度 補助金実績額 411,207 円
- ・令和5年度 補助金交付決定額 452,620 円

③補助内容（令和4年度、令和5年度）

錦町通り商店会及び南ヶ丘商店会街路灯電気料

3. 監査の結果

補助金の出納その他の事務の執行について監査した結果、交付目的に即した事業遂行が認められ、事業の公益性が高く、事業計画及び補助金の交付条件に従って実施され、事務処理についても、おおむね適正であると認められた。

また、全体として、大野城市商工会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等についても、おおむね適正であると認められた。

4. むすび

今回の監査に当たっては、大野城市商工会及び所管部署職員の多大なる協力により円滑な監査が実施できた。

大野城市商工会は、市の補助金の交付を受けていることに対する責任を十分に認識し、補助金の適正かつ効率的な執行及び地域経済の活性化に貢献していることが認められた。

中小企業の振興は、地域経済ひいては日本経済の発展に資するものであることから、今後もより一層の中小企業の経営支援、地域産業の振興、にぎわいあるまちづくりへの貢献等への取組を推進していただくとともに、市や関係機関と連携協力し、地域経済の発展に取り組んでいただくことを期待する。

なお、市の補助金の執行に当たっては、補助金の財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。